

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「長期保存困難等による分割調剤（調剤基本料）」 「後発医薬品の試用による分割調剤（調剤基本料）」

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
 日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広
 日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

疑義解釈

MPSコメント

（2022年10月26日修正）

・2回目以降の薬剤調製料及び調剤管理料の算定について修正しました

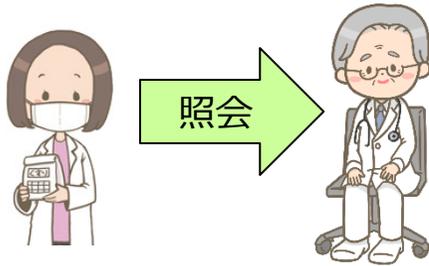
本資料は、2022年3月4日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

資料No.20221026-1095-3

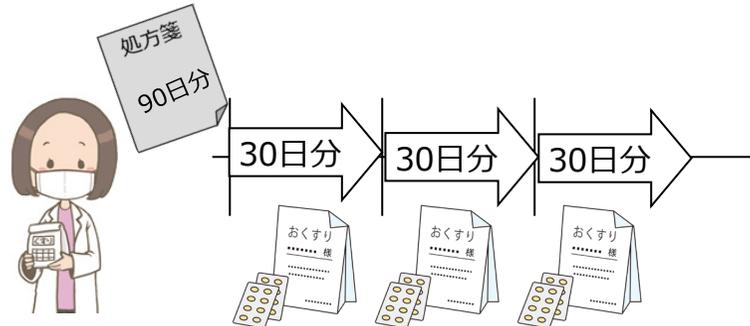
内容	点数
長期投薬(14日分を超える投薬)の処方箋において、薬剤の保存が困難である事等の理由により分割して調剤を行った場合、同一の保険薬局で2回目以降の調剤を行った場合に算定する。	1分割調剤につき5点

【要件】

処方箋受付時に処方医に照会を行う



14日分を超える投薬について分割して調剤を行う



**【疑義解釈2004/3/30】
全ての薬剤が対象**

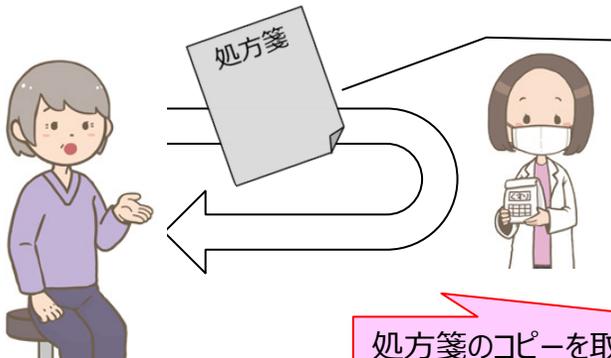
調剤録を作成し必要事項を記入
(薬歴に必要事項が記入されてい
ればよい)

分割理由等の必要な事項を調剤
録等に記入

2020年度改定で“等”
が追加されました

2回目以降の調剤時には
調剤管理料と外来服薬支援料2
以外の薬学管理料を算定しない

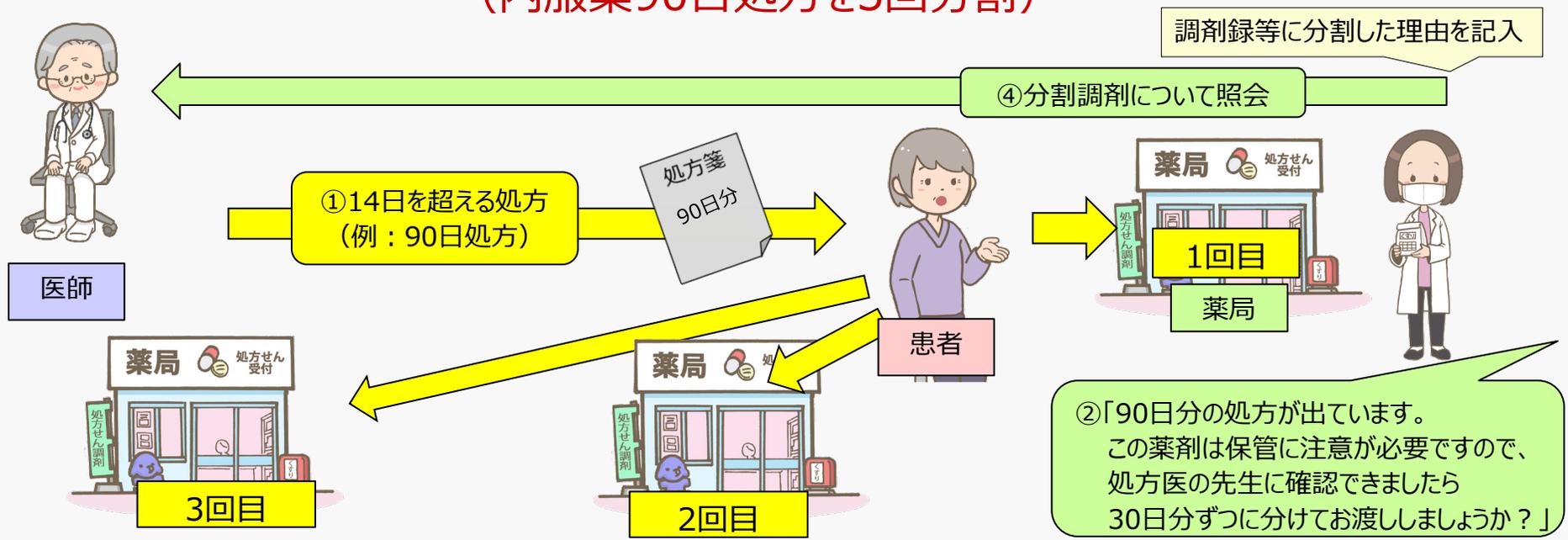
調剤済とならなかった場合、処方箋に必要事項を記載し患者に返却する



- 調剤量 ● 調剤年月日
- 調剤した薬剤師による記名押印又は署名
- 調剤した薬局名称・所在地
- 処方変更の内容(必要に応じて)
- 疑義照会及びその回答の内容(必要に応じて)
- **分割理由等**

処方箋のコピーを取っておくなどの対応をお勧めします

長期保存困難等による分割調剤の流れ (内服薬90日処方を3回分割)



②「90日分の処方が出ています。この薬剤は保管に注意が必要ですので、処方医の先生に確認できましたら30日分ずつに分けてお渡ししましょうか？」

3-①「体調の変化など何か変わったことはありませんでしたか？」

3-②「問題なかったわ。」

3-③「最後の30日分を調剤します。次回は診察を受けて新しい処方箋をお持ちください。」

2-①「体調の変化など何か変わったことはありませんでしたか？」

2-②「問題なかったわ。」

2-③「今回も30日分を調剤します。処方箋をお返しますので、次回は●日までにお越しください。」

③「お願いします。」

⑤「それでは30日分お渡しします。処方箋もお返しますので、次回は○日までにお越しください。」

分割調剤基本料 (5点)
 薬剤調製料
 (1回目で満額のため0点、加算は算定可)
 調剤管理料 (1回目で満額のため0点)
 外来服薬支援料2
 (2回目で満額のため0点)

分割調剤基本料 (5点)
 薬剤調製料
 (1回目で満額のため0点、加算は算定可)
 調剤管理料 (1回目で満額のため0点)
 外来服薬支援料2
 (60日分から1回目分を差し引く)

調剤基本料
 薬剤調製料
 調剤管理料 (30日分)
 服薬管理指導料、外来服薬支援料2等の薬学管理料 (要件を満たせば)

薬局の算定
(薬剤料以外)

内容	点数
後発医薬品に係る処方箋受付において、患者が初めて後発医薬品を服用することとなること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づく同一の保険薬局における2回目の調剤に限り算定する。	5点

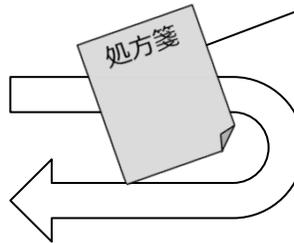
【要件】

患者の希望により行う



後発品に変更してもよいのですが、初めてなので、お試しできますか。

調剤済とならなかった場合、処方箋に必要事項を記載し患者に返却する



- 調剤量
- 調剤年月日
- 調剤した薬剤師による記名押印又は署名
- 調剤した薬局名称・所在地
- 処方変更の内容(必要に応じて)
- 疑義照会及びその回答の内容(必要に応じて)
- **分割理由等**

処方箋のコピーを取っておくなどの対応をお勧めします

1回目の分割調剤後、処方医に連絡を行う
(2回目に先発品を調剤した場合も連絡)



〇〇さんのご希望により、後発品のお試し調剤を行いました。

連絡



2回目の調剤時に体調の変化、副作用が疑われる症状の有無等を確認する



体調の変化などはありませんでしたか？

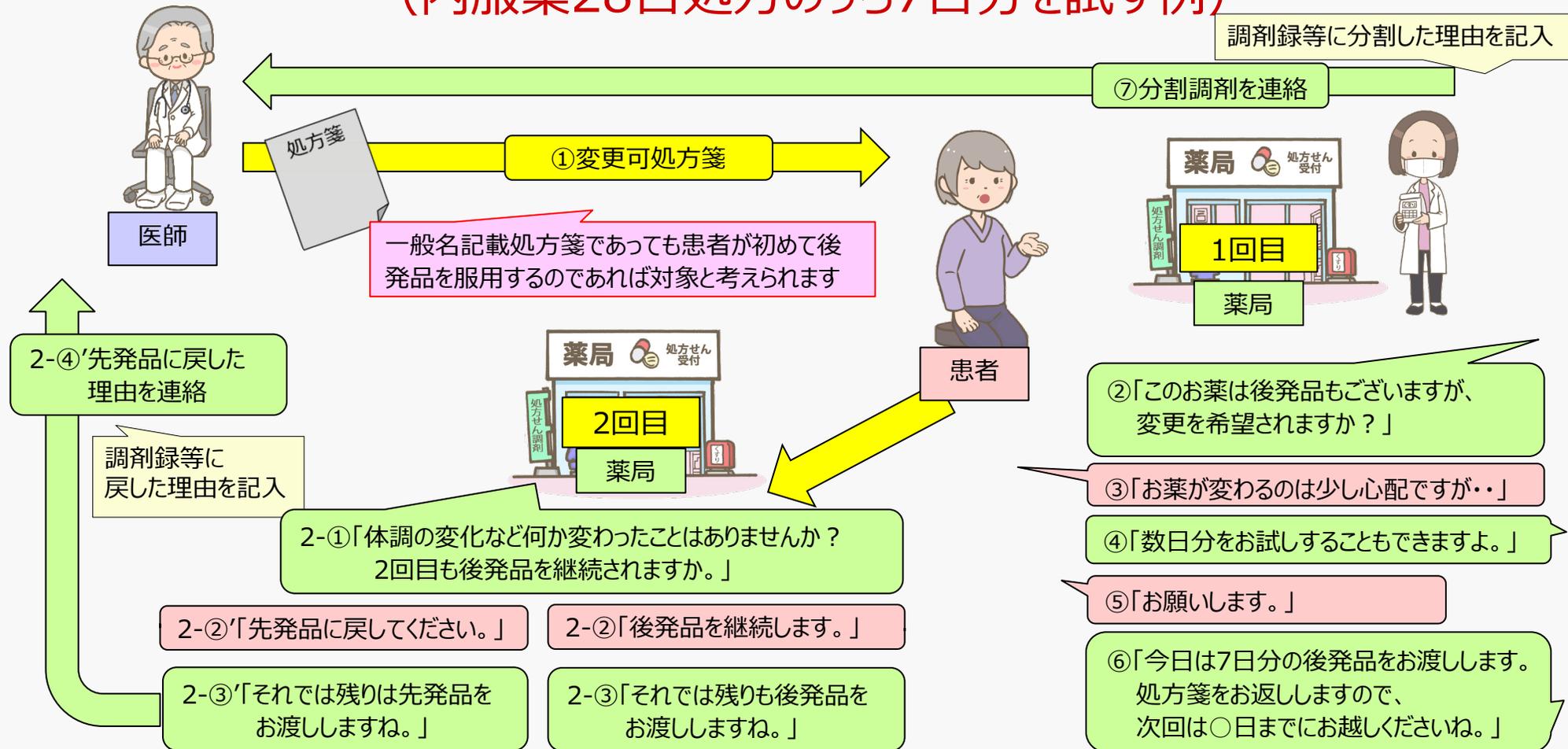


調剤録を作成し必要事項を記入
(薬歴に必要事項が記入されていればよい)

分割理由等の必要な事項を調剤録等に記入

2020年度改定で“等”が追加されました

後発医薬品の試用による分割調剤の流れ (内服薬28日処方のうち7日分を試す例)



薬局の算定
(薬剤料以外)

分割調剤基本料 (5点)
 薬剤調製料 (1回目で満額のため0点、加算は算定可)
 調剤管理料 (28日分から1回目の算定額を差し引いて算定)
 服薬管理指導料 (要件を満たせば)
 外来服薬支援料2 (28日分から1回目の算定額を差し引いて算定)

調剤基本料
 薬剤調製料
 調剤管理料 (7日分)
 服薬管理指導料 (要件を満たせば)
 外来服薬支援料2等の薬学管理料 (要件を満たせば)

(例) 4月3日交付、処方箋の使用期間4日間、用量10日分の処方箋

処方箋使用期間4日 + 用量日数10日 = 14日

- 調剤総量は処方箋に記載された用量(日数)を超えない
- 2回目以降の調剤においては処方箋の使用期間の日数と用量(日分)に示された日数の和から、1回目の調剤日から起算して当該調剤日までの日数を差し引いた日分を超えない(3回目以降の調剤も同様)

調剤可能日数簡易計算式 = 「処方箋使用期間日数 + 用量日数 - (【2回目調剤日 - 1回目調剤日】 + 1日)」

例えば4月5日-4月4日は計算上1日だが、日数カウントでは2日となるため1日をプラスする

例：4月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日		
			処方箋 交付																	
調剤1回目 (処方箋交付日と同日)			4/3 調剤	5日分調剤					14日 - (【4月8日 - 4月3日 = 5日】 + 1日) = 8日 (5日分OK)											
調剤2回目 (予定通り)	使用期間 (4日)				用量日数 (10日)															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14						
	↑ 第1回目調剤日の前日を1日目とする							4/8 調剤	5日分調剤											
調剤2回目 (4日遅れ)	↑ 第1回目調剤日の前日を1日目とする											4/12 調剤	4日分調剤							

14日 - (【4月12日 - 4月3日 = 9日】 + 1日) = 4日 (4日分まで)

例：4月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
			処方箋 交付															
調剤1回目 (処方箋交付の3日後)						4/6 調剤	5日分調剤											
調剤2回目 (1日遅れ)	使用期間 (4日)				用量日数 (10日)													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				
	↑ 第1回目調剤日の前日を1日目とする							4/12 調剤	5日分調剤									

本資料は、2022年3月4日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

調剤基本料の規定	「注9」長期保存が困難等	「注10」後発医薬品の試用	「注11」医師の指示による
分割限度	なし	2回	3回
新設年度	2004年度	2008年度	2016年度 (2018年度ルールの明確化)
対象	14日を超える投薬で 薬剤の保存が困難である等の場合	初めて後発品を服用する場合	患者の病状は安定しているものの 服薬管理が難しい場合
処方箋様式	通常の処方箋様式	通常の処方箋様式	専用の様式あり
患者の意向	(特に記載なし)	希望により (2回目調剤で意向確認)	同意の下
患者への対応	(特に記載なし)	1回目：希望確認 2回目：体調の変化等確認	規定あり (説明、確認、必要に応じて連絡)
処方元への対応	処方箋受付時に照会	分割調剤を行った場合に連絡 (2回目に先発品に戻った時も連絡)	2回目以降の調剤において情報提供 (服薬情報等提供料1を算定)
分割調剤に係る記録	調剤録等に理由を記入	調剤録等に理由を記入 (再変更時も理由を記入)	(特に記載なし)
重複算定	重複算定不可 (「注11」を優先、「注9」「注10」はいずれかを算定)		
調剤基本料	1回目：通常の調剤基本料を算定 (2回目以降調剤する薬局が異なる場合は通常の調剤基本料を算定可)		「分割なし」で合算して、 分割回数で割り分割調剤毎に算定 ※服薬情報等提供料は分割せず算定
	2回目以降：5点を算定/1分割調剤	2回目のみ5点を算定	
調剤管理料	通算した点数を超えない		
外来服薬支援料2	通算した点数を超えない		
その他の薬学管理料	2回目以降算定不可	2回目も所定の要件を満たすことで 服薬管理指導料は算定可	



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>